

令和4年3月4日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「まん延防止等重点措置」の延長に伴う対策について

本県では、1月21日から3月6日までの間、まん延防止等重点措置区域となり、実施期間における感染対策を行ってまいりましたが、3月4日の政府対策本部において、措置期間が、3月21日まで延長されることになりました。

全国の感染状況としては、緩やかに減少傾向にあるものの、香川県においては、2月18日、495人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生して以降、依然として高い水準で推移し、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、学校や保育所、高齢者施設等に広がっており、感染の連鎖が続いていることから、本県では、3月5日から3月21日までの間を、「感染防止対策集中取組期間」に位置付け、集中的に対策に取り組むことで、感染の拡大を抑えていきたいと考えております。

県民の皆様には、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底するとともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いします。

事業者の皆様には、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いします。

また、飲食店の皆様への営業時間の短縮等の要請を3月21日まで延長することとし、今回、第11次となる営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた飲食店の皆様には、協力金をお支払いします。今回の協力金については、中小企業・個人事業主の皆様に関し、第1次から第8次までの営業時間短縮協力金の受給実績があり、第11次の要請期間である令和4年3月7日から3月21日までの間、営業時間の短縮等の要請に、全面的にご協力いただける要請対象の飲食店の皆様に、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設けます。

飲食店の皆様には、再び非常に大きなご負担をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の延長に伴う県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料2）、「イベント等の開催に係る留意事項について」（資料3）を職員の皆様及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、引き続きご協力をお願いします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350